

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

松浦市長

市町村名 (市町村コード)	松浦市 (42208)
地域名 (地域内農業集落名)	志佐1 (西山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年7月8日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

市の中心部に近く住環境には恵まれている地域であるが、高齢化が深刻で人口減少が著しい。農地は中山間地域であり、高低差が大きく、狭地が多く基盤整備地は少ない。農地の維持にはかなりの労力を必要とする地域である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

周辺集落に比べれば、担い手が確保できている。担い手の年齢も市の平均より若く、多様な担い手がいるため農地の保安全管理面には不安要素は少ない。ただし、狭地の農地が面積の大半を占める。基盤整備を早めを実施し、担い手への集積・集約化を図っていくことが今後地域の農地を維持していくためには必要である。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	45 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	45 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

規模拡大を希望する担い手が存在しており、将来的に農地を維持していくためには担い手への集積・集約化を加速化させる必要があり、基盤整備等条件を向上させ集積を図っていく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
意欲ある担い手に農用地の集積、集約化を図るため基盤整備などにより耕作条件の改善を目指す。また、担い手が引き受けやすい農地を集積する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
中間管理機構を活用した農地集積を図る。離農者の意向を早めに集約しマッチングを実施する。
(3)基盤整備事業への取組方針
現状維持していきと言っているは何も変わらない。機械が入り、耕作しやすい農地へ整備し担い手へ集積する。国、県の事業活用も検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
多様な担い手が存在しているが、自己の経営以外への労力を軽減していくことが必要である。複数ある中山間集落協定を集約し事務作業の軽減を図り、多面的機能支払交付金や中山間地域直接支払交付金事業に地域全体で継続して取組み、優良農地を次の世代へと引き継いでいくよう維持管理を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービス事業者がいないため、集落内の担い手や若手の農業者が作業を一部受託している状況である。省力化機械の共同利用等の方法を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

有害鳥獣被害が深刻であり防護柵の設置、点検を定期的実施する。